

# 訪問介護・介護予防型訪問サービス利用契約書

利用者 \_\_\_\_\_ 様（以下「甲」という。）と事業者 **つばき合同会社**（以下「乙」という）とは、訪問介護サービスの利用に関して次の通り契約を結びます。

## 第1条（目的）

甲が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、訪問介護員等を派遣し、身体介護、生活援助その他日常生活上の世話又は支援を行う訪問介護サービスを提供することを目的とします。

- 乙は、訪問介護サービスの提供にあたっては、甲の要介護状態区分及び被保険者証に記載された認定内容並びに居宅サービス計画に従い、適切にサービスを提供します。

## 第2条（契約期間）

本契約は、令和 年 月 日から開始するものとします。契約期間は、甲の要介護認定又は要支援認定の有効期間に基づくものとし、契約期間満了日の前日までに、甲又はその家族から文書又は口頭により契約終了の意思表示がない場合は、同一条件にて自動更新されるものとします。

## 第3条（運営規程の概要）

乙の運営規程の概要（事業の目的、職員の体制、訪問介護及び介護予防型訪問サービスの内容等）、並びに従業者の勤務体制その他運営に関する事項については、重要事項説明書に記載したとおりとします。

## 第4条（訪問介護計画の作成）

- 乙は、居宅サービス計画（又は介護予防ケアプラン）に基づき、甲の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画を作成し、当該計画に基づきサービスを提供するとともに、その実施状況の把握に努めます。
- 訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画には、サービス提供の目標及び当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載します。
- 訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画は、居宅サービス計画又は介護予防ケアプランが作成されている場合には、当該計画の内容に沿って作成します。
- 乙は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定する訪問介護サービス又は介護予防型訪問サービスの目的に従い、訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画の変更を行います。
  - 甲の心身の状況、置かれている環境等の変化により、当該計画を変更する必要がある場合
  - 甲がサービスの内容又は提供方法等の変更を希望する場合
- 前項の変更に際して、居宅サービス計画又は介護予防ケアプランの変更が必要となる場合には、速やかに甲の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者と連絡し、必要な援助を行います。
- 乙は、訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画を作成又は変更した際には、これを甲及びその家族又は後見人に対して説明し、その同意を得るものとします。

#### 第5条（関係機関との連携）

1. 乙は、訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの提供にあたり、甲の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、市町村その他関係機関と密接に連携し、適切なサービスの提供に努めます。
2. 乙は、甲の心身の状況に著しい変化が認められた場合又はサービス提供上必要があると認められる場合には、居宅介護支援事業者等を通じて、必要に応じ主治医等の関係機関へ情報提供を行うものとします。

#### 第6条（訪問介護サービスの内容及びその提供）

1. 乙は、訪問介護員等を派遣し、甲の居宅において、身体介護、生活援助、通院等乗降介助その他日常生活上の世話又は支援を行う訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスを提供します。
2. 乙は、訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスを、訪問介護計画又は介護予防型訪問サービス計画に沿った内容で提供し、当該計画の作成又は変更に際しては、あらかじめ文書により甲又はその家族に説明し、同意を得るものとします。
3. 乙は、甲に対する訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの実施状況等に関する記録を整備し、当該記録の完結の日から5年間保存するものとします。
4. 甲及びその家族（家族がない場合は後見人）は、正当な理由がある場合には、乙に対し、前項の記録の閲覧を求めることができます。なお、記録の謄写については、乙が定める方法により、実費を徴収することがあります。ただし、閲覧及び謄写は、乙の業務に支障のない時間に行うものとします。

#### 第7条（居宅支援事業者等との連携）

乙は、甲に対して訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスを提供するにあたり、甲が依頼する居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、その他の保健・医療・福祉サービスを提供する関係機関と密接に連携し、適切なサービスの提供に努めるものとします。

#### 第8条（協力義務）

甲は、乙が甲のため、訪問介護サービスを提供するにあたり、可能な限り乙に協力します。

#### 第9条（苦情対応）

乙は苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、乙が提供した訪問介護サービスについて甲、甲の家族または後見人から苦情の申し立てがあった場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。

#### 第10条（緊急時の対応）

乙は、現に訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの提供を行っている際に、甲の心身の状態に急変が生じた場合には、安全確保を最優先とし、必要に応じて救急要請を行うとともに、甲の家族、居宅介護支援事業者等へ速やかに連絡し、適切な対応を講じるものとします。

## 第11条（費用）

1. 乙が提供する訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの利用単位ごとの利用料その他の費用は、重要事項説明書に記載したとおりとします。
2. 甲は、サービスの対価として、前項の費用を基に月ごとに算定された利用者負担額を、乙に支払うものとします。
3. 乙は、提供する訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスのうち、介護保険の適用を受けないサービスがある場合には、あらかじめ当該サービスの内容及び利用料金について説明を行い、甲の同意を得るものとします。
4. 乙は、通常の事業の実施地域を越えて甲の居宅を訪問し、訪問介護サービス又は介護予防型訪問サービスを提供する場合には、前各項に定める費用のほか、重要事項説明書に定める交通費を甲に請求することができます。
5. 乙は、前項に定める費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ甲に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、甲の同意を得るものとします。
6. 乙は、甲が正当な理由なく訪問介護サービス又は介護予防型訪問サービスの利用をキャンセルした場合には、重要事項説明書又は契約書別紙に記載した内容に基づき、キャンセル料の支払いを求めることができます。
7. 乙は、訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの利用料又はその他の費用の額を変更しようとする場合には、変更予定日の1か月前までに、文書により甲に通知するものとします。
8. 乙は、前項に定める料金の変更を行う場合には、変更後の料金を反映した重要事項説明書及び契約書別紙を添付した利用サービス変更合意書を作成し、甲と合意を得るものとします。
9. 乙は、前各項とは別に、介護保険の適用を受けない「通院付き添いサービス」（自費）を提供することがあります。この場合のサービス内容及び利用料金は、重要事項説明書「IV 料金表【介護保険適用外（自費）通院付き添いサービス】」に定めるとおりとし、乙はあらかじめ甲に説明を行い、甲の同意を得るものとします。
10. 乙は、前各項とは別に、介護保険の適用を受けない「定期見守り訪問サービス」（自費）を提供することがあります。本サービスは、利用者の安否確認、体調確認、生活状況の確認その他簡易的な支援を目的とするものであり、介護保険に基づく訪問介護サービスとは区別されます。
11. 本サービスの内容及び利用料金は、重要事項説明書「IV 料金表【介護保険適用外（自費）定期見守り訪問サービス】」に定めるとおりとし、乙はあらかじめ甲に説明を行い、甲の同意を得るものとします。
12. なお、本サービスは見守り及び確認を目的とするものであり、常時監視又は医療的管理を保証するものではありません。

## 第12条（利用者負担額の滞納）

1. 甲が正当な理由なく利用者負担額を2か月以上滞納した場合には、乙は、30日以上の期間を定めて、当該期間内に利用者負担額の支払いがないときは本契約を解除する旨の書面による催告を行うことができます。
2. 乙は、前項の催告を行った場合には、甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者と連携し、甲の日常生活を維持する観点から、居宅サービス計画又は介

介護予防ケアプランの変更、介護保険外の公的サービスの利用等について必要な協議を行うものとします。

3. 乙は、前項に定める協議を行い、かつ甲が第1項に定める期間内に滞納額の支払いを行わなかった場合には、文書により本契約の全部又は一部を解除することができます。
4. 乙は、前項の規定により契約の解除に至るまでは、利用者負担額の滞納のみを理由として、訪問介護サービス又は介護予防型訪問サービスの提供を拒むことはありません。

#### 第13条（秘密保持）

1. 乙は、正当な理由がある場合又は法令に基づく場合を除き、業務上知り得た甲及びその家族又は後見人に関する秘密及び個人情報を第三者に漏らしません。
2. 乙及びその従業者は、サービス担当者会議等において、甲及びその家族又は後見人に関する個人情報を使用する必要がある場合には、あらかじめ使用目的を説明し、文書による同意を得た上で使用するものとします。
3. 乙は、従業者であった者に対しても、業務上知り得た甲及びその家族又は後見人に関する秘密を、退職後も保持すべき義務を負わせるものとします。

#### 第14条（甲の解除権）

甲は、7日間以上前に乙に対して意思表示を行うことにより、理由のいかんを問わず、いつでも本契約の全部又は一部を解除することができます。

#### 第15条（乙の解除権）

1. 乙は、甲が法令に違反する行為又はサービス提供を著しく阻害する行為を行い、乙が再三にわたり改善を求めたにもかかわらず改善が見込めず、本契約の目的を達成することが困難であると認められる場合には、30日以上前に予告することにより、本契約の全部又は一部を解除することができます。
2. 乙は、前項の規定により本契約を解除しようとする場合には、あらかじめ甲の居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、市町村等の関係機関と協議し、甲の日常生活に支障が生じないよう、必要な援助及び調整を行うものとします。

#### 第16条（契約の終了）

次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約は終了するものとします。

- ① 甲が要介護認定又は要支援認定を受けられなかった場合、又は当該認定が失効した場合。
- ② 第2条の規定に基づき、契約期間満了日の前日までに甲から更新をしない旨の意思表示があり、契約期間が満了した場合。
- ③ 甲が第14条の規定により本契約を解除した場合。
- ④ 乙が第15条の規定により本契約の全部又は一部を解除した場合。
- ⑤ 甲が介護保険施設へ入所した場合又は医療機関へ1か月以上継続して入院した場合。
- ⑥ 甲が死亡した場合。

#### 第17条（事故発生時の対応及び損害賠償）

1. 乙は、訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの提供に際し、甲に事故が発生した場合には、速やかに市町村、甲の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者、甲の家族又は後見人等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。
2. 乙は、前項の事故の状況及び事故発生時に行った対応について記録し、当該記録をその完結の日から5年間保存するものとします。
3. 乙は、事故により、甲の生命、身体又は財産に損害が生じた場合には、乙の故意又は過失により発生した直接かつ通常の損害に限り、速やかに賠償するものとします。
4. ただし、乙に故意又は過失がない場合には、この限りではありません。

#### 第18条（合意管轄）

本契約に関して甲乙間に生じた紛争について訴訟の必要が生じた場合には、乙の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第19条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、介護保険法その他関係法令を遵守し、甲乙誠意をもって協議の上、これを定めるものとします。

#### 第20条（身分証携行義務）

乙の従業者は、訪問介護サービスの提供にあたり、常に身分証明書を携行し、初回訪問時並びに甲又はその家族から提示を求められた場合には、速やかにこれを提示するものとします。

#### 第21条（連携）

1. 乙は、訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービスの提供にあたり、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、関係市町村、保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めるものとします。
2. 乙は、この契約に基づき作成した訪問介護計画書について、甲の同意を得た上で、居宅介護支援事業者等へ速やかにその写しを送付します。
3. 乙は、本契約の内容が変更された場合又は本契約が終了した場合には、その内容を記載した書面又はその写しを、速やかに居宅介護支援事業者等へ送付するものとします。

#### 第22条（社会情勢及び天災）

1. 社会情勢の急激な変化、地震、風水害、感染症のまん延その他不可抗力により、乙が本契約に基づく義務の履行が困難となった場合には、甲に事前に説明のうえ、サービス提供の日程又は時間の変更を行うことができるものとします。
2. 前項に定める事由により、乙の義務の履行が遅延又は不能となった場合においては、乙に故意又は重大な過失がない限り、これによって生じた損害について賠償責任を負わないものとします。

#### 第23条（虐待・身体拘束の防止について）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる

1. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
2. 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
3. 従業者に対し、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する定期的な研修を実施する等、必要な措置を講じます。
4. 乙は、利用者が成年後見制度等を利用できるよう必要な支援を行います。
5. サービス提供中に、当該事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待等を受けたと疑われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報します。
6. 乙は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
7. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、事前に十分な説明を行い、利用者又はその家族等の同意を得るとともに、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
8. 乙は、虐待防止及び身体拘束等の適正化に関する担当者を選任します。  
虐待防止担当者・責任者：管理者 井村美和

#### 第24条（衛生管理について）

乙は、事業所において感染症等が発生し、又はまん延することを防止するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

1. 訪問介護員その他従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2. 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
3. 感染症等の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、その結果について従業者へ周知徹底を図ります。
4. 感染症等の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
5. 従業者に対し、感染症等の予防及びまん延防止に関する研修及び訓練を定期的実施します。

#### 第25条（業務継続に向けた取組の強化について）

乙は、感染症のまん延又は非常災害の発生時においても、利用者に対する指定訪問介護及び介護予防型訪問サービスの提供を継続的に実施するため、並びに非常時の体制において早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画。以下「BCP」という。）を策定し、当該BCPに基づき必要な措置を講じるものとします。

1. 従業者に対し、BCPの内容について周知を行うとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
2. BCPについては、定期的に見直しを行い、感染症の流行状況や災害対策の見直し等を踏まえ、必要に応じて変更を行います。

#### 第26条（ハラスメント）

乙は、事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲

を超える次に掲げる行為について、組織としてこれを許容しないものとします。

- 一 身体的な力を用いて危害を及ぼす行為、又は及ぼされそうになった行為
- 二 個人の尊厳や人格を、言動又は態度により傷つけ、又はおとしめる行為
- 三 意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求その他の性的な嫌がらせ行為

1. 前項の規定は、当該法人の従業者、取引先事業者、利用者及びその家族等を対象とします。
2. ハラスメント事案が発生した場合は、マニュアル等に基づき速やかに対応するとともに、必要に応じて再発防止のための検討を行い、同様の事案が発生しないよう努めます。
3. 従業者に対し、ハラスメントに関する基本的な考え方及び対応方法について研修を実施するとともに、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
4. ハラスメントに該当すると判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に向けた必要な措置を講じ、状況により利用契約の解除等の措置を行うことがあります。

## 附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

# 訪問介護・介護予防型訪問サービス重要事項説明書

<令和8年4月1日現在>

## I 訪問介護事業者の概要

事業者名	つばき 合同会社	
代表者名	井村 美和	
所在地	住所	〒781-5232 香南市野市町西野 1071-11
	電話番号	0887-52-9953
	FAX 番号	0887-52-9954

## II 事業所の概要

### (1) 事業所の所在地等

事業所名	つばきヘルパーステーション	
代表者名	井村 美和	
所在地	住所	〒781-5232 香南市野市町西野 2360-1 グラビア野市 101
	電話番号	0887-52-9953
	FAX 番号	0887-52-9954
サービスの種類	訪問介護・介護予防型訪問サービス	
介護保険事業所番号	3961190042	
通常の事業の実施地域	香南市	

### (2) 事業の目的と運営の方針

事業目的	つばき合同会社が設置するつばきヘルパーステーション（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問介護事業及び介護予防型訪問サービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問介護及び介護予防型訪問サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った適切な指定訪問介護及び介護予防型訪問サービスの提供を確保することを目的とします。
運営方針	<p>1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態となった場合においても、心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他生活全般にわたる援助又は支援を行い、生活の質の向上並びに要介護状態の軽減又は悪化の防止及び要介護状態となることの予防を目的として、計画的にサービスを提供します。</p> <p>また、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すよう配慮します。</p> <p>2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、関係市町村その他関係機関と密接に連携し、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めます。</p>

### (3) 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	常勤 1名 非常勤 0名
サービス提供責任者	常勤 1名 非常勤 0名
訪問介護員（介護福祉士・初任者研修修了者等）	常勤 1名 非常勤 0名

### (4) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。 なお、利用者又はその家族等からの相談があった場合には、時間外及び休日においても対応します。
営業時間	8:30～17:30 【緊急時の対応】 利用者の心身の状態に急変等が生じた場合には、電話等により24時間常時連絡が可能な体制を確保しています。連絡を受けた際には、管理者又はサービス提供責任者が状況を確認し、必要に応じて家族等への連絡、関係機関との連絡調整等を行います。

### (5) 第三者評価の実施状況

当事業所では、第三者によるサービス評価は現在実施しておりません。

## Ⅲ サービスの内容

当事業所では、利用者一人ひとりの心身の状況及び生活環境を踏まえ、入浴、排せつ、食事等の身体介護並びに調理、洗濯、掃除等の生活援助を行うことにより、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

また、介護予防型訪問サービスにおいては、利用者の生活機能の維持・向上を目的として、自立支援を重視した援助及び見守りを行い、要介護状態等となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に努めます。

サービスの種類	サービスの内容
身体介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事介助（食事の準備、摂取の介助、後片付け）</li> <li>・排せつ介助（トイレ誘導、オムツ交換等）</li> <li>・入浴介助、清拭、部分浴、洗髪</li> <li>・衣類の着脱介助</li> <li>・体位変換、移動・移乗介助</li> <li>・服薬介助（声かけ・確認等、医療行為を除く）</li> </ul>
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調理、配膳、後片付け</li> <li>・衣類の洗濯、整理、補修</li> <li>・居室の掃除、整理整頓</li> <li>・生活必需品の買い物代行、ベッドメイキング</li> <li>・ゴミ出し等の日常生活の援助</li> </ul>

通院等乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通院時等における乗車・降車の介助</li> <li>・移動時の見守り・介助</li> <li>※医療行為は行いません</li> </ul>
介護予防型訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の能力に応じた家事・身の回り動作の支援</li> <li>・自立支援を目的とした見守り、声かけ</li> <li>・生活機能の維持・向上を目的とした援助</li> </ul>

#### IV 料金表

### 【介護保険】 令和 8 年 4 月現在

#### <訪問介護費>

(要介護者)

サービス内容 (8:30~17:30)	単位数	利用料 (10割)	1割	2割	3割
身体介護 (20分未満)	163	1,630円	163円	326円	489円
身体介護 (20分以上30分未満)	244	2,440円	244円	488円	732円
身体介護 (30分以上1時間未満)	387	3,870円	387円	774円	1,161円
身体介護 (1時間以上1時間30分未満)	567	5,670円	567円	1,134円	1,701円
生活援助 (20分以上45分未満)	179	1,790円	179円	358円	537円
生活援助 (45分以上)	220	2,200円	220円	440円	660円
通院等乗降介助 (1回)	97	970円	97円	194円	291円

サービス内容 (6:00~8:00) (18:00~22:00)	単位数	利用料 (10割)	1割	2割	3割
身体介護 (20分未満)	204	2,040円	204円	408円	612円
身体介護 (20分以上30分未満)	305	3,050円	305円	610円	915円
身体介護 (30分以上1時間未満)	484	4,840円	484円	968円	1,452円
身体介護 (1時間以上1時間30分未満)	709	7,090円	709円	1,418円	2,127円
生活援助 (20分以上45分未満)	224	2,240円	224円	448円	672円
生活援助 (45分以上)	275	2,750円	275円	550円	825円

<訪問介護の主な加算>

加算名	単位数	利用料（10割）
初回加算	+200	2,000円
緊急時訪問介護加算	+100	1,000円
2人の訪問介護員等による加算	1人分の単位×2	
身体介護+生活援助連続加算（25分ごと）	+65	650円

<介護保険適用外（自費）通院付き添いサービス>

●サービスの概要

- ・利用者ご自宅から病院までの移動は、利用者ご自身が手配されたタクシー等を利用させていただきます。
- ・ヘルパーは事業所（または自宅）から自家用車等で病院に向かい、受付・診察・会計までの付き添い、必要な介助・見守りを行います。
- ・診察終了後、利用者はタクシー等でご自宅へ帰宅し、ヘルパーは病院から帰所します。
- ・オプションとして、診察後に利用者宅を訪問し、玄関先のみ／室内確認／着替え・排泄介助を行うことができます。

サービス内容	時間の目安	利用料（税込）
① 通院付き添い（病院内付き添い・待機）	2時間まで	5,500円
	2時間を超える場合 30分ごと	+ 1,200円
※病院での受付・診察・会計終了までの付き添い、院内での移動介助・見守りを含みます。 ※香南市内の病院への移動にかかるヘルパーの交通費は上記料金に含まれます。 ※タクシー料金等の実費は、全額利用者様のご負担となります。		
<オプション（診察後のご自宅確認）>		
② 玄関先での安否確認のみ （表情や体調の聞き取り、転倒の有無など簡単な確認）		+ 500円
③ 室内での安全・生活状況の確認 （玄関先確認に加え、居室内の様子や服薬・水分摂取状況などの確認）		+ 1,000円
④ 室内確認 + 着替え・排泄介助等を含む場合 （短時間の身体介護を含みます）		+ 1,500円

【例】

- ・ 通院付き添いのみ（2時間以内） … 5,500円
- ・ 通院付き添い（2時間以内） + 玄関先確認 … 6,000円
- ・ 通院付き添い（2時間以内） + 室内確認 … 6,500円

- ・ 通院付き添い（2 時間以内） + 室内確認 + 着替え等 … 7,000 円

【その他】

- ・ 本サービスは介護保険の給付対象外（全額自己負担）です。
- ・ 香南市以外の病院に付き添う場合の交通費については、事前に個別にご相談のうえ、実費相当額をお願いすることがあります。
- ・ 本サービスについては、キャンセル料はいただきません。ただし、ご利用の変更・中止が分かった時点で、できるだけ早めのご連絡をお願いいたします。

<介護保険適用外（自費） 定期見守り訪問サービス>

●サービスの概要

- ・利用者の安否確認、体調確認、生活状況の確認を目的とします。
- ・必要に応じて室内の安全確認や軽度の生活支援を行います。
- ・本サービスは見守り及び確認を目的とするものであり、常時監視又は医療的管理を保証するものではありません。

サービス内容	時間の目安	利用料（税込）
基本見守り訪問	15 分程度	2,200 円／回
室内確認付き見守り	20～30 分	3,300 円／回
見守り+ 軽介助含む	30 分以内	4,400 円／回

●内容詳細

- ・ 基本見守り訪問  
（・安否確認 ・体調確認 ・生活状況の聞き取り）
- ・ 室内確認付き見守り  
（・居室内の安全確認 ・服薬声かけ ・水分摂取状況確認）
- ・ 見守り+ 軽介助  
（・着替え ・トイレ誘導 ・短時間の身体介助）

## V 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者の体調の急変、事故その他緊急事態が発生した場合には、訪問介護員等は速やかに適切な対応を行うとともに、利用者の家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な措置を講じます。また、事故が発生した場合には、市町村等の関係機関へも必要な報告を行います。

医療機関等	医療機関		主治医 名	
	連絡先			
緊急連絡先等	氏名		氏名	
	連絡先		連絡先	

## VI 事故発生時の対応

サービス提供中に、利用者に対する事故が発生した場合又はそのおそれがある場合には、事業者は速やかに利用者の家族、担当の居宅介護支援事業者、関係市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、事故の状況及び対応内容については記録し、再発防止に努めます。

事業者は、事業者の責に帰すべき事由により、利用者又は第三者の生命、身体又は財産に損害を与えた場合には、速やかにその損害を賠償します。

そのため、事業者は、事業所が所有、使用又は管理する施設、設備、用具等の不備又は業務上の過失により生じた損害賠償に備え、損害賠償責任保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

## VII 苦情相談窓口

サービス提供に関する苦情や相談は下記窓口へ申し立てることができます。

訪問介護事業者の窓口 つばきヘルパーステーション 担当：井村 美和	所在地 香南市野市町西野 2360-1 グラビア野市 101 電話番号 0887-52-9953 受付時間 8:30～17:30
県の窓口 高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課	所在地 高知県高知市丸ノ内1-2-20（本庁4階） 電話番号 088-823-9632 受付時間 8:30～17:15
保険者の窓口 高知国民健康保険団体連合会	所在地 高知市丸の内2-6-5 電話番号 088-820-8410 受付時間 9:00～16:00

## VIII 秘密の保持と個人情報の保護について

### 訪問介護における個人情報使用についての同意

私及びその家族の個人情報については、次に記載するところにより、最小限の範囲内で使用することに同意します。

#### (1) 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画に沿って、円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議、居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者との連絡調整等において、必要な場合に使用します。

#### (2) 使用にあたっての条件

- ① 個人情報の提供は、(1)に記載する目的の範囲内で必要最低限にとどめ、情報提供の際は、関係者以外に漏れることのないよう細心の注意を払います。
- ② 個人情報を使用した会議の名称、相手方、使用内容等について記録します。
- ③ 第三者への提供
  - 1.居宅サービス計画等に位置付けられたサービス事業者への提供
  - 2.国民健康保険団体連合会への介護報酬請求に関する提出
  - 3.提供手段は、書面による手渡し、記憶媒体、FAX、電話等とします。
- ④ 本人からの申し出があった場合には、正当な理由がある場合を除き、第三者への提供を差し止めます。

#### (3) 提供する期間

「つばきヘルパーステーション」を利用している期間とします。

なお、利用終了後においても、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。

#### (4) 個人情報の内容

- ① 氏名、生年月日、年齢、住所、要介護状態区分、心身の状況、生活状況、家族状況等、サービス提供に必要な最小限の情報
- ② 居宅サービス計画又は介護予防サービス・支援計画の内容
- ③ その他、サービス提供上必要と認められる情報  
※ 医師の訪問看護指示書・診断名・投薬内容等の医療情報は含みません。

#### (5) 個人情報の保存と廃棄

使用した個人情報の保存方法、保存期間及び廃棄については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令に基づき、適切に管理・処理します。

## 緊急時対応に関する同意書

法人名	つばき合同会社
事業所名	つばきヘルパーステーション
管理者	井村 美和

私は、担当者より重要事項説明書に基づき、訪問介護及び介護予防型訪問サービスにおける緊急時の対応方法について説明を受けました。

サービス提供中に、体調の急変、事故その他緊急事態が発生した場合には、事業所が家族、主治医、救急医療機関、居宅介護支援事業者等へ連絡し、必要な対応を行うことについて理解し、同意します。

### 緊急連絡先

利用者の心身の状態に急変等が生じた場合には、下記の電話番号により 24 時間常時連絡が可能。  
※ 営業時間外（午後 5 時 30 分から翌午前 8 時 30 分まで）土曜日・日曜日・国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）においても、電話等による連絡が可能な体制を確保しています。

0 8 8 7 - 5 2 - 9 9 5 3

この契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が署名又は記名押印のうえ、各 1 通を保有します。

説明確認欄                      令和      年      月      日

サービス利用契約の締結にあたり、重要事項説明書に基づき、訪問介護及び介護予防型訪問サービスに関する重要事項について、文書を用いて説明を行いました。

事業所名： つばきヘルパーステーション      説明者： 管理者      井村 美和

---

# 指定訪問介護利用同意書

つばきヘルパーステーション 殿

重要事項説明書 説明者：井村 美和

訪問介護サービス及び介護予防型訪問サービス契約の締結にあたり、重要事項説明書、複数名訪問に関する取扱い、訪問介護における個人情報使用についての同意、緊急時の対応に関する同意及び料金表の内容について説明を受け、十分に理解したうえで同意します。

なお、介護保険法等の関係法令の改正により利用料金等に変更が生じた場合には、別途書面により説明を受け、同意するものとします。

●利用者 甲

住所：

氏名： 印

●家族

住所：

氏名： 印

続柄：

●事業者 乙

住所： 高知県香南市野市町西野 1071-11

事業者名： つばき合同会社

事業所名： つばきヘルパーステーション

代表者名： 井村 美和 印